

韓国の公的年金制度の概要

2006年3月24日

年金基礎研究会 B グループ

はじめに(本研究の趣旨)

- まず、韓国の公的年金制度の概要について紹介する。
- 次に、韓国および日本の公的年金制度に照らして、諸外国の公的年金制度を評価する際の重要な観点について考察する。
- 最後に、日本の公的年金制度のあり方について言及する。

1. 制度の概要

(1) 適用対象者

- ・ 事業所加入者 18～59歳の被用者
(強制加入)
- ・ 地域加入者 18～59歳の自営業者、
27歳以上の無業の者
(いずれも強制加入)
- ・ 任意加入者、任意継続加入者

(2) 給付の種類

老齢年金

基本年金額

加給年金額

配偶者・18歳未満の子・60歳以上の父母の生計を維持している場合に支払われる。

障害年金

遺族年金

各種一時金

(3) 老齡年金の受給資格

- ・ 支給開始年齡：60歳
(2033年までに65歳に引き上げられる。)
- ・ 加入期間：20年以上
- ・ 加入期間が10年以上20年未満の場合には、減額老齡年金が支給される。
(参考) 加入期間10年の減額率：47.5%

(4) 給付額

$$\text{基本年金額} = 1.8 \times (A + B) \times (1 + 0.05n)$$

A: 直近3年間における全被保険者の標準報酬月額
の平均値

B: 被保険者の被保険者期間中における標準報酬月額
の平均値

n: 被保険者期間のうち20年を超えた年数

Aの部分均等部分、Bの部分報酬比例部分となり、所得再配分機能がある。

A = Bで、40年加入の場合の所得代替率は60%

(5) 財源

- ・ 加入者の保険料が財源。
- ・ 国庫負担はほとんどない。
- ・ 事業加入者の保険料率は9.0%で、被用者と事業主の労使折半。
- ・ 5年ごとに財政再計算を行う。

(6) その他

- ・ 地域加入者の保険料徴収率が低い。
75.8% (2005年)
- ・ 所得は自己申告に基づくもので、自営業者は
実態よりも低いと言われている。
- ・ インターネットで、過去の保険料納入状況や
将来の予想年金額を知ることができる。

2 . 環境認識

(1) 沿革等

- ・ 1960年に公務員年金が最初に導入された。
- ・ その後、様々な変遷を経て、1988年に国民年金制度がスタート。
- ・ 導入にあたっては日本の制度を参考に行っている。
- ・ 老齢年金の満額受給者は2008年に初めて現れる。
- ・ 私的年金は未整備の部分が多い。

(2) 国民性および人口等

- ・ 儒教の影響が強く、高齢者の生活は家族による私的扶養によって支えられてきた。
- ・ 全世帯に占める三世代同居世帯の割合は、17.4% (1970年) 6.8% (2000年)。
- ・ 65歳以上の高齢化率は、7.9% (2002年) 23.1% (2030年) 34.4% (2050年)、と急速に進展。

(3) 年金財政

- 2003年に初の財政再計算が実施された。

現在の保険料水準を維持した場合には2036年から歳出超過となり、2047年に積立金が枯渇すると予測。保険料率引き上げ(9% 15%)、給付水準引き下げ(60% 50%)の案が出されたが、その後は検討が進んでいない。

- 世界銀行が次の点を指摘(2005年)。

現行制度を維持するためには保険料率20%が必要。15~20年以内に潜在的債務が急増する。

3. 課題

- 年金財政の持続可能性について。現状は国庫負担が最低限の程度とされている。政府がどこまで関与すべきか、国民性とも関連して議論すべき。
- 自営業者と民間被用者が一元的な制度に加入しているため、自営業者が所得を低く申告することによる不均衡が生じている。
- 所得再配分の仕組みに対して、高所得者からの不満が生じている。
- 地域加入者の保険料徴収率が低い。

4. 日本との比較

	韓国	日本
体系イメージ	<p>国民年金 公務員年金 軍人年金</p> <p>無業の者 自営業者 被用者</p>	<p>厚生年金 共済年金 国民年金</p> <p>3号被保険者 1号被保険者 2号被保険者 被保険者(自営業者) (被用者)</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 事業所加入者: 18～59歳の被用者(強制) 地域加入者: 18～59歳の自営業者(強制) 27歳以上の無業の者(強制) 任意加入者 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金: 第1～3号被保険者(主に20歳以上60歳未満) 厚生年金: 70歳未満の被用者等

	韓国	日本
給付種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齡年金 ・ 障害年金 ・ 遺族年金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齡給付 ・ 障害給付 ・ 遺族給付
受給資格	<p>(老齡年金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金支給開始年齡: 60歳 (2033年までに65歳に引上) ・ 加入期間: 20年以上 (10年以上で減額年金支給) 	<p>(老齡基礎年金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金支給開始年齡: 65歳 ・ 加入期間: 25年以上
給付金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ $1.8 \times (A + B) \times (1 + 0.05n)$ ・ A: 全被保険者の平均報酬月額 (直近3年の平均) ・ B: 被保険者の平均報酬月額 ・ n: 20年を超えた年数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齡基礎年金: 定額 × 保険料納付月数 / 480 ・ 老齡厚生年金: 平均標準報酬 × 一定率 × 被 保険者期間月数

	韓国	日本
財源	・ 加入者の保険料がメイン。	・ 加入者の保険料 ・ 国庫負担(1/2)
保険料	・ 事業加入者:保険料率9.0% (労使折半)	・ 国民年金:16,900円 ・ 厚生年金:保険料率18.3% (労使折半)

5 . 考察

公的年金制度において重要となるポイントを幾つか挙げ、韓国および日本の年金制度を例にとりながら、それぞれを考察する。

(1) 国民性および社会環境

- 韓国では儒教の影響が強く、家族間で扶養する考えが根強い。しかし、近年は核家族化の傾向もあり、年金制度の導入とともに国民性も変化しつつある。
- 当然ながら、国ごとに国民性・社会環境に合った年金制度が構築されるべきである。

(2) 年金制度の目的および機能

- 年金制度の目的および年金制度に期待する機能をどのように考えるかが重要となる。例えば、
 - － 公的年金と私的年金とを合わせて、どのような年金制度を期待するか。
 - － 自助努力を促進するものか、生活保証するものか。
 - － 所得比例、最低保証等々をどのように組み込むか。
 - － 国庫負担のあり方をどのように考えるか。
- 韓国では年金制度はスタートして間もない。現在は年金制度を国民へ浸透させるステップであり、今後は様々な状況を確認して次のステップへ移る必要がある。

(3) 年金制度の信頼性

- 様々な考えに基づいて年金制度は作られている。しかし、制度としての実効性がなければその考えは実現されず、年金制度全体の信頼性を失うこととなる。
- 具体的に次の点が年金制度信頼低下の懸念材料とされる。
 - 韓国の自営業者が所得を低く申告すること
 - 韓国の地域加入者の保険料徴収率の低さ
 - 日本の国民年金の加入率の低さ
(自営業者と被用者を同じ枠組みで取り扱うことの困難さがうかがえる。)

(4) 年金制度の成熟度と国民への浸透

- 韓国では年金制度はスタートして間もなく、現在は年金制度を国民へ浸透させるステップである。
- 韓国ではネットによる通知システムがあり、国民への年金制度の浸透の一助となっている。
- 所得再配分機能は、給付額の計算式からも国民にとってもわかりやすい仕組みとなっている。
- 制度のわかりやすさが重要なポイントとなるが、主に次の点を考慮する必要がある。
 - 制度の仕組みのシンプルさ
 - 明確な制度の目的
 - 国と国民とを結ぶ機関・機能の充実

(5) 年金財政

- 年金制度の持続可能性を十分に確保する必要がある。次の点が重要となろう。
 - － 適正な年金数理による財政再計算
 - － 変動要因に影響を受けにくい仕組みの導入
- 韓国の国庫負担の導入については、慎重な議論が必要。次の点の検討が必要。
 - － 国民性との整合性を図ること
 - － 年金制度の目的を明確にすること

(6) 政治と年金制度

- 年金制度の改正には必ず政治が密接に絡むこととなる。
- 韓国は大統領制のため、国民にとってわかりやすい年金改正案を公言することが重要。
- 政治によって大胆な改正が実施されることがある一方で、政治的に無根拠の解決を生むこともある。無根拠の解決を数理的に評価する仕組みも必要ではないか。

6 . 日本への示唆

- 年金制度の持続可能性を確保することを目的としたことは評価できる。(韓国においても早急な対応が求められよう。)
ただし、実際に実現可能なのか、定期的に検証して評価できる仕組みを構築してほしい。
- 同時に、国民にとってわかりやすい制度をつくることを目的とした改正をしてはどうか。
年金制度の目的を明確にし、シンプルな仕組みにすることで、制度としての信頼性確保にもつながるであろう。